四年法律第百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報（以下この条において「年金生活者支援給付金関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第四条で定めるもの	
	内閣総理大臣	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項から第三号まで又は第二項第一号に規定する事務に規定する情報（以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。）であって第四条で定めるもの	
	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第五条で定めるもの	三　健康保険組合
	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第五条で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの
	法務大臣	戸籍関係情報であって第五条で定めるもの	
	厚生労働大臣	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの	
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報、特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五条で定めるもの	
	市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの	
	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五条で定めるもの	
	法務大臣	戸籍関係情報であって第六条で定めるもの	
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第六条で定めるもの	
			四　総務大臣又は都道府県知事
			恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）第六条において同じ。）による年金又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの

	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第六条で定めるもの	
	法務大臣	戸籍関係情報であって第七条で定めるもの	
	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの	
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第七条で定めるもの	
	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第七条で定めるもの	
	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって第八条で定めるもの	六　全国健康保険協会
	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第八条で定めるもの	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第八条で定めるもの
	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって第八条で定めるもの	
	厚生労働大臣又は日本年金機構	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第八条で定めるもの	
	法務大臣	戸籍関係情報であって第九条で定めるもの	七　全国健康保険協会
	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号による改正前の船員保険法（以下この条及び第十九条において「旧船員保険法」という。）による保険給付であって第九条で定めるもの
	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって第九条で定めるもの	
	内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第九条で定めるもの	
			五　厚生労働大臣
			船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの